

1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）

補助率：1/2以内

1 施設整備・設備整備

区分	内容	補助基準額
施設整備 ※「再編」は地域医療連携推進法人を設立するものに限る。 ※「統合」複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。	<p>【機能転換】 病床機能を転換するために必要な病室や機能訓練室等の工事(併せて建物内に訪問看護ST等を整備する等、在宅医療の機能強化に係る取組も対象)</p> <p>【ダウンサイズに伴う残存機能の強化】 病室や診療室等への転換等、病床の適正化のために残存機能の強化に必要な工事（在支診や訪問看護ST等、在宅医療の推進に係る整備も含む。）</p> <p>【再編・統合】 病室や診療室等への転換等、再編・統合に必要な工事（医療従事者宿舍含む。）</p> <p>地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し、必要な工事</p>	<p>【新築・増改築】 $9,000,000円 \times$ （転換+削減）病床数※</p> <p>【増築・改修】 $5,022,500円 \times$ （転換+削減）病床数※</p> <p>※再編・統合の場合は整備後病床数</p> <p>160㎡×単価 鉄筋 179,800円 木造 179,800円 ブロック造 156,700円</p>
設備整備	<p>【機能転換】 病床機能転換に必要な医療機器等整備（回復期の確保と併せて行う在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院は訪問診療等に使用する車両の整備も対象）及び地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し必要な医療機器等整備</p> <p>【ダウンサイズに伴う残存機能の強化】 病床の適正化のために必要な機器等整備（在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院（診療所）は訪問診療等に使用する車両の整備も対象）</p> <p>【再編・統合】 再編・統合に伴い必要となる医療機器等整備</p>	<p>10,800千円</p> <p>※再編・統合の場合は医療機関数に乘じる</p>

※診療所の新規開業は、次の二次医療圏を対象とする。

南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室

1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）

補助基準額の加算

一定の条件を満たした場合に、上記1施設整備・設備整備について下記のとおり加算額を上乗せする。

（診療所は除く）

補助率：1/2以内

区 分	内 容	加算額
<p>施設整備</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※「再編」は地域医療連携推進法人を設立するものに限る。</p> <p>※「統合」複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。</p> </div>	<p><条件A> <u>転換（削減）前から病床20%以上の「転換+削減（一方でも可）」を行い、かつ次の条件（①～⑤のいずれか）を満たす場合</u></p> <p><条件B> <u>転換（削減）前から病床10%以上20%未満の「転換+削減（一方でも可）」を行い、かつ次の条件（①～⑤のいずれか）を満たす場合</u></p> <p>①患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備 ③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理及び快適環境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室）</p>	<p><条件A> <u>【新築・増改築】</u> $9,000,000円 \times$ <u>（転換+削減）病床数※</u></p> <p><u>【改修】</u> $5,022,500円 \times$ <u>（転換+削減）病床数※</u></p> <p><条件B> <u>【新築・増改築】</u> $5,400,000円 \times$ <u>（転換+削減）病床数※</u></p> <p><u>【改修】</u> $3,013,500円 \times$ <u>（転換+削減）病床数※</u></p> <p>※再編・統合の場合は整備後病床数</p>
<p>設備整備</p>	<p><u>転換（削減）前から病床20%以上の「転換+削減（一方でも可）」を行った場合</u></p>	<p><u>10,800千円</u></p> <p>※再編・統合の場合は医療機関数に 乗じる</p>

1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（全体的な留意事項）

<施設整備・設備整備について>

- R5年度（2023年度）に補助申請を計画している場合については、R4年（2022年）9月の提出期限までに必ず事業計画を提出してください。
- R5年度（2023年度）の事業計画について、提出時点で計画内容の詳細を記載できない場合は、記載できる範囲で記載して提出してください。
- 期限までに提出がない場合はR5年度（2023年度）の補助対象とはなりませんのでご注意ください。
- R5年度（2023年度）には、原則、当該年度分（R5年度（2023年度）分）の調査は実施しませんのでご注意ください。